

## インド・ヒマラヤ関連最新情報

日本山岳スポーツ協会国際委員会福井用 2023年6月3~4日(文責:寺沢玲子)

1. 登山登録料や詳細については下記参照。登山申請はインターネットにて。

<https://indmount.org/IMF/welcome>

### 登山登録料

2021年1月現在(登録人数とそれに伴う料金に変更)

6500m 以下	2名まで US\$ 500 (合計 30名まで追加1人当たり US\$ 225)
6501 to 7000m	2名まで US\$ 700(合計 30名まで追加1人当たり US\$ 325)
7001m 以上	2名まで US\$ 1,000(合計 30名まで追加1人当たり US\$450)
トレッキングピーク (Stok Kangri, Ladakhi, Friendship, Hanuman)	2名まで US\$ 100 (合計 15名まで追加1人当たり US\$ 50)

注意 : 東部カラコルムはインド政府に承認された合同隊に限る

- \*Sikkimでの登山に関してはこれとは別途に環境保護税他州政府での徴収がある。ウッタラカンド州の環境保護税他の州政府での徴収は廃止となった。
- \*規定にある連絡官への装備支給に替えてUS\$500を徴収し、IMFでレンタルする(つまり上記登山登録料+US\$500を支払う)

2. 登山許可峰はこれまでと変更なし(対象ピークについてはIMFのホームページ参照)。それらに加えて2022年7月27日からウッタラカンド州の許可峰30座とトレッキング峰10座が解禁になった(別紙参照)。なお、トレッキング・ピークやオープンピーク以外には登山用Xビサが必要。禁止区域・制限区域の山は、さらにインナーラインパーミッションの取得が必須。
3. ラダック関連ではPAP (Protected Area Permittion), ILP (Inner Line Permittion)の許可範囲が拡大された。
- ・ヌブラ谷: Turtuk、Pachathang、Tyakshi (2014年まではヌブラ谷の中のパナミックまでが開放)
  - ・パンゴン・ツォ近く: Man-Merak
  - ・チャンタン: Nyoma~Loma Bend
4. アルナーチャル・プラデーシュ州 (Arunachal Pradesh): 外国人旅行者は州政府認定の旅行業者経由で下記を申請、許可は一グループ2名以上30日以内
- ・顔写真1葉とパスポート並びにビザのコピーを添えた申請書類に具体的な訪問場所を記入して州政府に申請。ただし、希望場所が必ずしも受け入れられるわけではない。中央政府との関係で規則その他が度々変更されているので事前確認は必須。
  - ・申請料\$50+代行手数料。(2017年1月20日現在)
  - ・内務省から事前にPAP (Protected Area Permittion)を受ける
  - ・順調であれば申請後5~7日程度で許可書が発行される。
- \*登山に関してはまだ外国隊には開放していないが申請を試みるのも良いかも知れない。

5. シッキム州では 2016 年に新たに次のピークが解禁された : Frey Peak 5830m、Chauriangang、Tenchenkhang 5603m、Joponu 6010 m、Lama Wangden 5868 m、Lachen Brumkhangse 5635 m、Yumthang
6. キシュトワールも一部開放され、登山許可取得可能となったが、場所柄何の案内もないまま許可が降りなくなる事もあるので、この地域に入る隊はこまめな情報収集が特に必要である。
7. 2022 年の外国登山隊 (インド隊以外) リスト : 別紙参照  
届出のあった入山状況 : インド隊 104 隊、外国隊 33 隊内日本隊は 3 隊 (1 隊は日印合同)。外国隊の内自国だけの隊は 9 隊、合同隊は 24 隊 (内インドとの合同隊は 12 隊)。\*インドとの合同隊について : かつてはインドとの合同隊は、合同でなければ許可取得不能の峰や地域へ入るため、インド側は入手の難しい装備を合同する相手に依頼できるというメリットのために組む事が多かったが、昨今ではお互いに登山を純粋に「楽しむため」に組むケースが増えてきた。
8. 2013 年から Climbathon (Alpine Mountaineering Leadership Programme) が実施されており、これには外国人も参加可能 (日本人の参加があった年もある)。
9. 関連連絡先
  - ・インド登山財団 : Indian Mountaineering Foundation : [www.indmount.org/](http://www.indmount.org/)  
6, Benito Juarez Road  
New Delhi- 110021  
India  
Tel: +91 11 24111211、+91 11 24117935、+91 11 2411157  
Fax: +91 11 24113412
  - ・在日インド大使館 [www.indembassy-tokyo.gov.in](http://www.indembassy-tokyo.gov.in)  
〒102-0074 東京都千代田区九段南 2-2-11  
電話: 03-3262-2391~97  
Fax: 03-3239-2449

**ビザについて (アライバルビザ以外は、先ずはオンラインで申請、それを印刷し、必要書類と共にビザセクションにて申請)。** 2021 年 4 月 1 日から、ビザの種類に関わらず ¥870 (旧 ¥900) + 申請手数料 ¥330 (旧 ¥350) = ¥1200 (旧 ¥1250) となった。

1. 登山用ビザ
    - ・観光ビザ対象の山以外の登山の場合には Entry Visa (通称 X Visa) が必要、登山用 X ビザ申請は大使館若しくは領事館でのみ扱う。窓口が「登山用ビザ」について理解していない事が多いので、根気よく説明しなければならない場合もある。
  2. 観光ビザの取得方法は 3 通り
    - A. オンライン申請の後に印刷してインド大使館/領事館のビザセクションに持参して申請、直接受領するか郵送を依頼 (申請日から 180 日間マルチ)
    - B. オンラインで申請する方法 (e-TOURIST-VISA) オンラインで申請後、印刷して持参し、指定したインドの空港で発行 (入国から最長 79 日の滞在が最大 5 年 日本国籍の場合 25 ドルでクレジット決済)
    - C. 2015 年 1 月 26 日に一旦廃止になったインド到着後に申請する方法 (アライバルビザ) が 2017 年 4 月 1 日復活。申請書に記入し指定したインドの空港で申請 (入国から最大 60 日の滞在が 2 回まで、再入国は 1 回 2000 ルピー若しくは同価値の外貨) ただし、空港によってはこのシステムを取り入れていないところもあるので事前にチェックが必要。
- \*インドビザ申請時における必要書類や申請条件が予告なしにしばしば変更されている。2021 年 10 月からインド観光ビザが e-visa、大使館レギュラービザともに申請可能となった。アライバルビザは突然の変更などに対応するのが難しく、リスクが高い。**  
インド大使館レギュラービザ申請で生体認証始まる! ただし、エージェント利用の場合には不要。

東京インド大使館では、一部のインド大使館レギュラービザ申請者に対し 2019 年 5 月 20 日から指紋採取や顔撮影などいわゆる生体認証手続きを義務付けた。対象者は日本国籍を所持しインド大使館で直接申請する者と東京、神奈川、千葉、埼玉に居住する外国籍の申請者。尚、2019 年 6 月 8 日現在、大阪インド総領事館での生体認証はまだ始まっていない。

#### 4. 登山ビザ

インド 登山探検 MOUNTAINEERING ビザ 申請 | ビザ申請.jp TEL090-3964-3750 (visa-apply.jp)

\*オープン地域のハイキングやトレッキングは観光ビザで問題無し。

・必要書類（追加書類を要請される場合もあり）

##### A. パスポート

パスポートの残存有効期間が申請時 6 ヶ月以上かつ未使用ページが 2 ページ以上

##### B. 申請書

C. 証明写真（証明写真はインドビザ・ラベルに表記されるため、サイズや撮影方法が厳密）

・必要枚数；1 枚

・サイズ；縦 5cm～5.08cm X 横 5cm～5.08cm

・申請日から 3 ヶ月以内に撮影したもの

・カラー写真であること。白黒写真は不可

・肩のラインから頭頂まで鮮明であること

・背景は白またはオフホワイトであること。色つき背景は不可

・正面を向いていること

・頭から顎までの「顔の縦」長さを、2.5cm～3.5cm 間におさめること

・目の位置から写真の底辺までの長さを、2.9cm～3.5cm 間におさめること

・顔や背景に影がないこと

・スナップ写真やデフォルメが施されたポートレート写真などは不可

C. IMF インド登山財団からの登山許可書

D. 登山計画書（英文）

E. インド国内で契約している旅行業者や受入れ先からの招聘状（あれば）

F. 所属山岳会からの推薦状または自己推薦状（所属先がない場合は英文の自己推薦状）

G. 申請者のバイオデータ

H. 過去にインドへ渡航経験がある場合は、直近発行のビザのコピー

\*古いパスポートを紛失し提示できない場合は、その理由書を提出の事

I. 復路航空券

\*ビザを取得していても、入国手続き時に滞在目的などについて質問されることがあるので、登山隊長が原本を、隊員はコピーを各々携行しているのが望ましい

J. 大阪管轄申請の場合；現住所確認の書類

\*住所確認書類として、下記のいずれか一つを提出の事

・運転許証コピー（表・裏面の両面コピー）

・住民票原本（3 ヶ月以内に発行されたもの）

#### その他、インド入国時の注意事項

・外貨；無制限。ただし、現金 US\$5,000 以上、または、現金+有価証券類の合計が US\$10,000 以上の持ち込みは申告が必要 インドの通貨；25,000 ルピーまで

・アルコール；年齢 17 歳以上で 2 リットルまで

・たばこ；年齢 17 歳以上で紙巻タバコ 200 本 or 葉巻 50 本 or きざみタバコ 250 g まで（但し、電子たばこおよび加熱式たばこは持ち込みや携行は禁止、処罰の対象となる場合があるので要注意）。

- ・土産品；15,000 ルピーまで
- ・電子機器：年齢18歳以上でノートPC1台まで
- ・持込み禁止物品→麻薬、向精神薬、ポルノ素材、偽造品や海賊版商品など知的財産権を侵害する製品  
アンティーク物品、銃器、ワシントン条約やインド国内法で規制されている野生動植物製品、偽造の紙幣、切手、有価証券、硬貨、インド政府が規制する生きている鳥や動物、インド国境の境界線が正しく表記されていない地図や文書類
- \*肉や魚食品・加工品、植物、農産物、果物、種子、ペットを含む生きている鳥や動物、衛星電話やドローン等を持ち込む場合には申告が必要 詳細はインド税関のGUIDE TO TRAVELLERS 参照の事

### インドルピーについて

2016年11月8日24時(9日午前0時)からインド高額紙幣の1000ルピー札と500ルピー札が突然使用不能となった。交換期限は2016年12月30日までだったので、現在も1000ルピー札や旧500ルピー札を保持している場合には使用不能である。新高額紙幣は500ルピーと2000ルピーだったが、あまりの不便さ故2017年7月には新たに200ルピー紙幣も登場。現在流通している札は上記2000ルピー、新500ルピー、新200ルピー、新100ルピー、新50ルピー、新20ルピー、新5ルピーで、旧券は限定的に使用できるが、1ルピー札は使用できなくなった。(2023年5月3日現在1ルピー≒1.66円)

### 登山関連現地情報

#### \*＜在日インド大使館よりインドでの衛星電話の使用に関する制限について＞

「スラーヤ(トゥラヤ) / イリジウムなど衛星電話の使用は、原則としてインドで禁止されている。インドにおける衛星電話の使用は、電気通信局(インド政府DOT)から事前にライセンスを取得した場合のみ可能。衛星電話を手荷物で持ち込む場合は到着時にこれらを申告してパスポートにTBREを記入してもらわなければならない。インドの税関で衛星電話を申告する際は、事前にインド政府通信省が発行したライセンスが必要となる。インドにおける携帯電話の不正使用は、インドの電信法とインドの無線法により罰せられる。ライセンスなしで衛星電話を使用している場合は起訴され、不許可の衛星電話は没収となる。(恩田真砂美訳)

#### \*その他

- \*聖人誕生日や祝祭日など一部の特定日は禁酒の日とされ、レストランやホテルでの酒類の提供が不可とることがある。
- \*電圧はほとんどの地域で220ボルト/50ヘルツ、日本の電気製品を使用する際は、変圧器と差し込みプラグが必要。

#### \*新交通事情について

- \*2010年6月下旬から始まった通称ロータントネル(ソラン谷左岸ダウンディ〜シスー近く)が2017年秋10月に貫通、2020年には一車両に開始された。
- \*2019年1月下旬、インド国有鉄道が2022年までにデリー〜レー間を鉄道で結ぶ計画を発表した。最高所は5360m、中国の通称天空列車を超える世界最高所を走る事になり、デリー〜レー間は約20時間との事。74のトンネル、124の大鉄橋、396の小鉄橋・・・の大工事になりそうである。山間部はマナリ〜コクサール〜ケイロン〜ダルチャ〜レー予定で、ケイロンはインド国鉄始まって以来の地下駅に。高所を運行するため、乗客全員分の酸素マスクも用意するらしい。2022年10月現在一部では工事が始まっているが、土地買収や地質調査中で2025年には完成予定との事。